

社会福祉法人 喜久寿 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：女性職員の育児休業取得率を80%にする。

<対策>

- 平成27年 4月～ 育児休業制度や運用について管理職への研修を実施する。
- 平成27年10月～ 育児休業制度について掲示板を利用し職員へ周知徹底する。

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 平成27年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について、把握する。
- 平成28年 1月～ 法人内での検討を開始する。
- 平成29年 4月～ 計画的な取得に向けた管理職の研修を行う。
- 平成30年 4月～ 有給休暇取得促進のための取組みを開始する。

目標3：男性職員の育児休業について、期間内に1人以上の取得を目指す。

<対策>

- 平成27年 4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するために、管理職を対
象とした研修を実施する。
- 平成28年 4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会を実施する。